

中山間地域振興対策特別委員会会議録

平成20年 1 月24日

場 所 第3委員会室

平成20年 1月24日(木曜日)

午前10時0分開会

会議に付した案件

概要説明

環境森林部

1. 植栽未済地対策について

教育委員会

2. 過疎市町村における学校統廃合の現状
について

協議事項

1. 委員会報告骨子(案)について

2. その他

出席委員(14人)

委員	長	河野哲也
副委員	長	松田勝則
委員		緒嶋雅晃
委員		坂元裕一
委員		野辺修光
委員		濱砂守
委員		中野一則
委員		中野廣明
委員		横田照夫
委員		黒木正一
委員		太田清海
委員		高橋透
委員		西村賢
委員		田口雄二

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高柳憲一
次長(総括)	野村秀雄
次長(技術担当)	寺川仁
環境森林課長	鈴木康正
自然環境課長	坂本成海
森林整備課長	金丸隆一
山村・木材振興課長	楠原謙一
計画指導監	徳永三夫
技術検査監	星野次郎
林業公社対策監	池田隆範
木材流通対策監	河野憲二
国土保全対策監	江口勝一郎

教育委員会

教育長	高山耕吉
次長(総括)	一原則幸
次長(教育政策担当)	寺田建一
次長(教育振興担当)	福島信雄
総務課長	梅原誠史
学校政策課長	飛田洋
政策企画監	満丸洋一
学校支援監	白川智

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 (特別委員会担当)	河野龍彦
議事課主査	隈元淳二

河野哲也委員長 ただいまから中山間地域振興対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付の日程案をごらんください。まず、3の概要説明についてであります。前回の委員会におきまして委員のほうから御請求のありました、植栽未済地対策につきまして、また、

過疎市町村における学校統廃合の現状につきまして、それぞれ環境森林部及び教育委員会から説明をお願いしたいと思っております。その後、委員会報告書の骨子案につきまして、御協議をお願いしたいと思います。以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

河野哲也委員長 それでは、これから執行部の説明に入ります。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

河野哲也委員長 委員会を再開いたします。環境森林部においでいただきました。それは、早速であります。概要説明をお願いいたします。

高柳環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

環境森林部では、中山間地域の振興につきまして、主に森林・林業の活性化という視点から、各般の施策に取り組んでいるところであります。その中心となります施策の一つが、木材の生産はもとより、県土の保全あるいは水源の涵養などの多面的な機能を有する森林の整備・保全であります。中でも、植栽未済地対策は、国土保全などの公益的機能の維持・発揮と、豊かな森林資源を生かした林業の振興を図っていく上で大変重要でありますことから、平成20年度の重点施策の一つとして位置づけられているところであります。

本日は、お手元にお配りしております「中山間地域振興対策特別委員会資料」によりまして、植栽未済地の現状と対策について環境森林課長が説明いたしますので、よろしく願いをいた

します。

鈴木環境森林課長 それでは、特別委員会資料の1ページをごらんください。植栽未済地の現状と対策について御説明いたします。

まず、1の現状であります。平成18年8月に調査しました県内の植栽未済地は、表の下の米印にありますように、伐採後3年以上経過して植栽等がされていない人工林の伐採跡地であります。その流域別及び市町村別の状況を表にしてお示ししております。植栽未済地は、表の最下段、県計のところにありますように、民有人工林面積25万2,374ヘクタールの0.8%に当たる1,959ヘクタールが確認されております。これを森林法に基づき、県が森林計画 地域森林計画を策定している五つの流域別に見てみますと、最上段の五ヶ瀬川流域が流域計の欄にありますように919ヘクタールで、植栽未済地全体の半分弱である46.9%を占め、流域の人工林面積の1.5%となっており、次いで最下段にありまず広渡川流域が722ヘクタールで36.8%を占め、流域の人工林面積の2.7%となっております。これは五ヶ瀬川流域の延岡市において、共有の分収林について、契約満了に伴う伐採後、共有者において新たな植栽についての合意形成がなかなかできなかったことや、広渡川流域が県内でも人工林資源の成熟度が高く、他の地域より早く伐期に達していること等によるものと考えております。以下、流域別では、耳川流域が139ヘクタール、大淀川流域が107ヘクタール、一ツ瀬川流域が71ヘクタールとなっております。

市町村別に見てみますと、一番上段でございますが、延岡市が563ヘクタールで植栽未済地全体の28.7%、次いで日南市が395ヘクタールで植栽未済地全体の20.2%、さらに串間市が217ヘクタールで植栽未済地全体の11.1%、それから日

之影町が191ヘクタールで植栽未済地全体の9.7%を占めておりまして、これらの3市1町で全体の約70%を占めております。

次に、資料の2ページをごらんください。これらの植栽未済地の対策であります。(1)にありますように、植栽未済地対策を総合的に検討するため、昨年7月、部内に森林・林業研究会を設置して、森林所有者、森林組合等の林業関係者や学識経験者の意見を聞きながら、その対策について検討を進めてきたところであります。

その対策を(2)のフロー図にまとめております。1,959ヘクタールの植栽未済地については、まず、天然更新として、溪流部や尾根部などのいわゆる経済林として活用が適当でない箇所について、自然力を活用して天然林にすることとし、その分を約490ヘクタールと見込んでおります。したがって、1,959ヘクタールから天然更新の約490ヘクタールを差し引いた1,469ヘクタールが植栽が必要な面積となりますが、これについては、平成18年度から19年度までに約480ヘクタールを環境森林税や緑資源機構による分収林、あるいは森林整備事業などにより植栽することとしております。この結果、中段にありますように、平成20年度以降、植栽が必要な面積は約1,020ヘクタールとなります。

これをその下に掲げる3つの方法により、平成20年度から22年度までの3年間で解消することとしております。一つ目は、左側のダムや集落の上部等の公益保全上重要な森林について、森林環境税を活用してクヌギやケヤキ、桜等の広葉樹の植栽を行うものであります。二つ目は、真ん中にあります水源涵養や土砂災害防止機能の維持増進を図るため、水土保持林として市町村の森林計画、市町村森林整備計画で定められた区域について、造林または育林の事業を行う

森林整備法人である林業公社が、市町村のあっせんにより有利な国庫補助事業を活用して、森林所有者から施業を受託して植栽を行うものであります。三つ目は、右側の主として木材の生産機能を重視する森林、いわゆる経済林について、分収制度により植栽を進めている緑資源機構による植栽や、森林整備事業を活用した森林所有者等による植栽を行うものであります。

なお、参考までに、1ヘクタール当たりの再造林経費を記載しております。まず、この表の真ん中の「植栽未済地(森林組合)」を見ていただきますと、これは伐採後3年以上経過した植栽未済地を、森林所有者が森林組合等に委託して造林した場合がありますが、普通造林の補助率36%が適用され、森林所有者の負担は46万7,000円となります。一方、その上の林業公社が森林所有者から施業を受託して実施する植栽未済地の造林では、補助率85%が適用され、森林所有者の負担は11万9,000円となります。なお、一番下に記載しております、森林施業計画に基づいて伐採後2年以内に植栽される通常の場合の森林所有者の負担は、21万3,000円となっております。

説明は以上でございます。

河野哲也委員長 執行部からの説明が終わりました。委員の皆様からの質疑を受けたいと思います。

坂元委員 官と民の割合は分かりますか。これは全部、民ですか。

徳永計画指導監 民有林での植栽未済地面積です。

坂元委員 例えば、市町村有林が分収林としてあるところがありますね。これは全部植栽してあるということですか。

徳永計画指導監 市町村有林の伐採跡地……。

坂元委員 市町村有林が分収制度をとっている山、これは全部植栽してありますか。

徳永計画指導監 その一部も植栽未済地として残っておるところはございます。

坂元委員 要するに市町村を含めた官有林の植栽未済地はこの中に入っているのかどうかということです。

寺川次長 この1,959ヘクタールにつきましてには民有林ということでございまして、多分、お聞きになっているのは部分林ではないかと思えますけれども、土地所有者が国有林の部分は入っておりません。そこを造林するとすれば国有林の責任ということになります。

坂元委員 天然更新を尾根とか溪谷部に限っていますが、もし勾配が緩いところ、ずっと昔、薪炭林を切って杉を植栽をしたとかいうようなところを、また再び薪炭林に戻そうとするならば、もちろん雑木はあるんですね。雑木がずっと淘汰されて照葉樹林になる。その方式は天然更新ではだめなんですか。

徳永計画指導監 それは天然更新でやれるというふうに思っております。

坂元委員 今、計画の中に載っていますね。490ヘクタールが、溪谷・尾根部分については天然更新でいいんじゃないかと。植栽未済地が毎年500ヘクタールぐらい増えているんですけど。そうすると、大きな災害なんかには遭わないような勾配の緩いところ、ここなんかは天然更新でいいんじゃないかという、一つの場所の設定をされた方が逆にいいところもあるんですよ、天然更新で済むようなところも。意味は分かりますね。溪谷部とか尾根部に限らなきゃならないということではないんじゃないかと思うんですが。

徳永計画指導監 天然更新はどういうところ

を考えたか、先ほどは尾根部、谷部という話でしたが、そのほかに、例えば林道がどれだけ入っていて、経済林として再投資できるかどうか等も含めて、それから地質、周囲の状況等も踏まえて、県としては約25%ぐらいは天然林に戻す必要があるんじゃないかと。宮崎県の地形、地質等を踏まえた場合ですね。研究会の中で、大体25%ぐらいは、今、植林はしておりますけど、天然林に戻す必要があるんじゃないかということこの辺を見込んでおるということでございます。

坂元委員 もう一つ、通常植栽の森林組合の経費、これは森林施業計画書を出していなければこうならないわけですね。出している人だけがこうなるということでしょう。

徳永計画指導監 そうです。

坂元委員 出していない人についてはどうなんでしょうか。

徳永計画指導監 計画をつくっていないところは36%の補助率になります。

緒嶋委員 問題は、1,469ヘクタール、要植栽地でありますけれども、植栽未済地になった原因というのは、ある程度明確に、それぞれ市町村ごとに区分分けはできておるわけですか。

徳永計画指導監 箇所別にどうという話はないんですが、大まかな話では、先ほど説明しましたように、五ヶ瀬町につきましては、分収造林が終了して、共有林ということでなかなか全員の再造林に対する同意がとれなかったというのがあります、全体的な話では、1,959ヘクタールのうちに約25%、大体480ヘクタールが不在村地主、いわゆる市町村を離れてなかなか管理ができない人たちが、管理を放棄されたというのが大きな理由ではないかと。25%の方が不在村地主ですので、ある程度管理が放棄された部分

も多いんだなということは認識をしております。

緒嶋委員 不在村地主の人たちの施業、放置林でそのまま、それこそほったらかしで、行政が要請しても、私ところはいいいですと言われた場合は、そのままということになるわけですか。

徳永計画指導監 経済活動なものですから、最終的に判断するのは森林所有者だろうと思いますが、我々としては、森林を公共財という観点から見ますと、その所有者に対して、森林組合等を通して植栽をしてもらうということの働きかけは強力にしていく必要はあると思います。そしてまた、それにはそれなりにある程度負担を軽減してやらないとなかなか説得は難しいということで、この対策について検討したところ です。

緒嶋委員 所有者の負担も、場合によっては46万7,000円、それだけ負担して本当に植栽をやりますという人が、今、経済林としての価値がないから植栽しないわけですね。そういう中でこれだけ負担してやるという人がいるのか、本当に100%達成できるのかなという懸念があるんですが、もうちょっと負担を軽減する方法を考えなければ、毎年500ヘクタールぐらい伐採したのが植栽未済地になるわけですね。そうなれば、永久に植栽未済地は解消できんのではないかという懸念も持っておるわけですが、所有者の負担金額について、これで大丈夫という認識を持っておられますか。

徳永計画指導監 植栽未済地2,000ヘクタールの対策につきましては、先ほど言いましたように、林業公社のほうにやっていただきますので、85%という高い補助率になりますので、所有者負担が11万9,000円となりますが、2,000ヘクタールの解消は、そうなんでしょうが、新たに生まれる対策にしても、その負担をどうい

ふうに軽減していくかということについても検討しておるところです。

緒嶋委員 当然、そのあたりを詰めていかんと、計画としてはいいですよ、しかし、現実に取り組んだ場合に、果たして結果としては植栽未済地の解消が達成できたかどうか、やっぱり実績を問われるわけですので、実績が上がるような対策を本当にとり切るかどうかということで、かけ声だけ立派にやっても、結果は達成できませんでしたでは解消にはならないわけがありますので、やはり私は、所有者の負担軽減を相当念頭に置いた対策を立てなければ、実行は困難ではないかなという懸念を持っておりますので、十分そのあたりは研究していただきたいということをお願いしておきます。

高柳環境森林部長 今、緒嶋委員おっしゃいましたように、植栽未済地につきましては、一つは今ある植栽未済地の解消をどうするかということと、当然、今までも2,000ヘクタールぐらい伐採して1,500ぐらい再造林し、500ぐらいが残ってきたと。その中で、天然更新するやつもあります。そして残っているというのが今の現状になっています。ですから、その解消とあわせて、抑制対策というのを今後やっていかないと、イタチごっこになるんだろうと思います。

それと、民有林でございますので、当然、林業として、業として成り立てばこういう問題というのは生じないわけですが、行政としては、ただ業としてだけじゃなくて、昨今の森林の公益的な機能の問題が非常に重要でございますので、そのためにはいろんなメニューとありますが、例えばここに挙げておりますように、補助で言えば、林業公社改革の中でも申し上げましたように、そういった経験と知識を生かして、全体的に、もうちょっと公益的な役割を林業公

社に持たせるということで、植栽未済地対策を積極的に取り組む、あるいは森林づくりの民間のコーディネーターをやるという、公益性を持たせてやりますということで、特に、林業公社については、補助率が85%ということで、通常の補助率よりも個人負担が15%で非常に軽くなりますので、これを積極的に活用していくメニューを20年度からやりましょうと。

それともう一つ、緑資源機構の分収林という制度もメニューとして入れましょうと。

それともう一つは、どうしてもできない分で、公益上重要なところについては放置できませんので、18年度お願いしました森林環境税を活用いたしまして、広葉樹の造林ですとか、針広混交林とかいう形で、こういうメニューを、そして、なおかつ抑制につながるような対策を今、最終の詰めのところではいろいろ検討いたしておりますので、今、委員のおっしゃいましたようなことを十分踏まえて、さらに詰めをしていきたいというふうに思っております。

緒嶋委員 今、部長が言われたとおりであると思うんですが、特に森林環境税なんかは、ボランティアを巻き込んだと言葉は悪いですが、ボランティアの人の協力を得ながら、地主の人も公益林として私の土地を提供しますから、森林環境税を活用した植栽に何とかしていただきたいという人も今、出てきておるわけですね。そういうことで、公益林、これは当然、環境等を考えたクヌギとかケヤキ、そのほか実のなる木とか、いろいろなことをセットにしたもの、地主も経済林ではなくて、私ところの土地を公益的な活用のために提供しますという人も出てきておりますので、そういうのを有効に使って、森林環境税は、ソフトの面もありますけれども、ハードの面ではそういうものに全面

的に活用するという方向で、全市町村そういう取組ができるような、植栽未済地のないところもありますけれども、そういうような積極的な対応を今後研究していただきたいということを要望しておきます。以上です。

中野一則委員 植栽未済地の状況は18年8月に調査されておりますが、その調査方法はどのような方法でされたのでしょうか。

徳永計画指導監 一応、年間の森林調査というのがありまして、年間にどれだけの森林が県内で伐採されたというのを調査しまして、それで森林簿に出て、林班ごとに伐採跡地としてずっと残っている分があります。それに基づいて現地調査を行った結果、この数字になったということです。森林簿に基づいて現地調査をしたと。伐採跡地となっている現場を現地調査をして、更新されていない部分がこれだったということです。

中野一則委員 その調査はだれがしたんですか。

徳永計画指導監 調査は森林組合のほうに委託しまして、調査をいたしております。

中野一則委員 それから、官有林、森林センターが所有しているところでの植栽未済地というのはあるんですか、ないんですか。

徳永計画指導監 国有林分については把握しておりません。

中野一則委員 できたら把握をしてほしいなと思います。我々は中山間地の振興対策のための特別委員会ですから、国有林の植栽未済地がないように、どんどん植林していけば、そこで働く状況というのもできて雇用が生まれるわけですから、その辺のところをもし、していなければ働きかけをしてほしいと要望しておきます。

濱砂委員 18年8月の調査ということなんで

すが、それから1年半ぐらいたっている。伐採後3年以上経過して更新が完了していないという前提がありますので、実際、4年から5年。年間500ヘクタールという、このほかに2,000ヘクタールぐらいの植栽未済地があるということではないですか。

徳永計画指導監 そのとおり、伐採はしているけど3年以内で、植栽未済地の数字に入っていない部分は予備軍としてまだ残っている分があります。

濱砂委員 現実的には、約4,000ヘクタール前後の植栽未済地があるという感覚でいいんでしょうか。

徳永計画指導監 今、更新されずに植栽未済地としてことし編入せざるを得ない部分が、まだ調査ははっきりしていないんですが、今までの調査の中で伐採地として残っている部分がまだ230ぐらいあるということです。

濱砂委員 年間500ヘクタールぐらいの未済地が発生しているということで、3年経過した後のものがこの数字でしょう。ということは、3年間と、調査後1年ちょっとたっていますから、約2,000ヘクタールの植栽未済地がまだほかにある。合計、今現在で4,000ヘクタール前後の植栽未済地があるということで認識していいかということなんです。

徳永計画指導監 伐採跡地としてはそれぐらいあるんですが、一応、天然更新で更新している部分はあります。そのとおりです。

野辺委員 植栽未済地の対策として当初、環境森林課長が説明されましたね。これはあくまでも環境問題というとらえ方での植栽未済地対策ということになるんですか。

鈴木環境森林課長 環境森林課で説明しましたのは、私どもの課で森林計画等も担当してお

りますし、かつ、植栽未済地につきましては、自然環境課、森林整備課等も関係しますので、私が代表して説明したところでございます。

野辺委員 植栽未済地が発生したというのは、森林整備上の不手際があったということから出てきたと思うんですね。それからすると担当課は実際はどこになるわけですか。実際これを具体的に進める担当課は環境森林課になるんですか。

金丸森林整備課長 ここにお示ししていますように、実際、植栽して補助制度に乗る、または補助制度に乗せて植林するということになりますと、ハード的な部分は森林整備課で担います。ただ、例えば、ボランティアを巻き込むというようなことになりますと自然環境課になりますし、林業改良指導員が農林振興局にいますけれども、そのあたりの総括的な指導になりますと環境森林課というようなことになりまして、トータル的なまとめは環境森林課に所属しているというふうに考えております。私どもはその三者一緒になって森林・林業研究会もやっていますし、その中で今回の対策について方向性をまとめたというようなことでございます。

坂元委員 広渡川流域は非常に多いですね。この地域は公社造林がない地域であります。植栽未済地の解消対策としては、非常に補助率の高い有利な公社造林を広渡川流域にも投入するというふうに公平性を保つということはお考えなんですね。

徳永計画指導監 一応、公社、緑資源機構を含めて、全県下的に展開しようと考えております。

田口委員 延岡だけが563ヘクタールと突出して多いですけども、旧延岡と旧3町の面積をまず教えていただきたい。

それと、延岡だけが不在地主が多いとは思えないんですけれども、例えば隣の日向市、あるいは西都、高鍋なんかも全くのゼロなんですね。ここには不在地主がないとはとても思えませんけれども、何でゼロなのか。既に町村単位で何か対策を打っておられてゼロになっているのか、ちょっとそのあたりを教えていただきたいと思います。

徳永計画指導監 延岡市の旧市町村については調べたいと思うんですが、延岡市、ほとんど旧北川町が主でございます。先ほど言いましたように、生産森林組合等の共有林について、時間切れで切った後にそのまま残っているという状況なんです。少しずつ緑資源機構等を活用しながらだんだん造林は進めておりますが、まだ全部完了していないという状況であります。

それから、五ヶ瀬川につきましては、大きな面積での共有林が多いというのが原因でありまして、確かに、不在村地主もないわけではございませんが、そういう状況です。

それから、数字がゼロのところは、確かに、切った後、植えるという行為をしているところもありますし、現地調査をしたところ、自然林で更新がされているという判断をされてゼロになっているということでございます。伐採がゼロということではございません。

延岡市の面積ですが、延岡市が53ヘクタール、北浦町が15ヘクタール、北方町が57ヘクタール、北川町が439ヘクタールです。

瀨砂委員 西都・東米良地域は私は聞いていないから分からないんですが、これはゼロだけど、見る目ではあるようなんです。どうですか。

徳永計画指導監 この調査の時点では、あったんだと思いますが、先ほど言いましたように、天然更新をされているというような判断が出て

きております。ただ、それ以後について発生している部分は現在調査中であります。

太田委員 資料の2ページの表を見たときに、説明にもありましたが、要植栽地が1,020ヘクタール、これをどうするかということで3つの矢印に分かれているわけですが、左側のほうは、先ほどの説明ではクヌギ、ケヤキとかいったものを、民有林であるけれども、そういう形をとっていきたいということではありますが、この表のクヌギ、ケヤキの部分と右側の分については、生産機能を重視する森林ですから、杉等だろうと思いますが、真ん中のところ、水源涵養、土砂災害防止のための保全林としてということを考えて場合でも、この真ん中のところは杉等になるのか、広葉樹もできるだけ入れ込ませようとするのか、その辺はどうなんでしょうか。

徳永計画指導官監 真ん中の部分は、所有者の意向もございまして、今の段階では杉、ヒノキを中心に考えておるところです。

太田委員 環境農林の常任委員会の資料の中で、去年の台風災害で山腹崩壊等が杉だけのところが一番多かったとか、混交林のところはいろいろ年数によっても違いがあるようですが、確かに、広葉樹の場合は山腹崩壊が少ないということを考えて場合に、目的が真ん中のラインというのも一つの土砂災害を防止するということであれば、平地であれば杉であっても問題はないんでしょうけれども、いろんな形状によっては、クヌギ、ケヤキということ強制することはできないでしょうが、勧めていくようなものもあっていいんじゃないかなというふうに思っております。

寺川次長 今、お話がありましたように、森林所有者の意向というのがありますので、何々を強制するというわけにはいきませんが、

補助事業上は杉、ヒノキはもちろん、一般的に植えられるような広葉樹は郷土樹種というものであれば大体補助対象にしているということでございますので、そういうものを植えていくということになるかと思えます。ただ、植栽未済地問題というのは、公益的機能の維持増進というのと、もう一つは資源を将来に確保するという意味もありますので、そういうバランスを考えながら、杉、ヒノキも植え、将来の森林資源を造成してちゃんと手入れをしていくということと組み合わせて、両方を見ながら考えていく必要があると思えます。

太田委員 参考に聞きたいんですが、天然更新というのがありますけれども、天然更新というのは、通常の場合、坂元委員の説明にもあったような気もするんですが、大体何年ぐらいで天然更新がされるというような見方をしておいていいんでしょうか。

徳永計画指導監 ことし、天然更新完了基準というのを作成いたしまして、ヘクタール当たり30センチ以上の樹木が大体3,000本以上が発生した段階で、天然更新を完了したということにしております。ただ、最初のほうは、例えばアカメガシワとかカラスザンショウとか、その辺が先に入りますので、最終的に照葉樹林みたいになるには相当時間はかかりますけど、その辺が出た段階で土砂災害防止の機能、貯水機能はある程度回復できるんじゃないかという判断で、30センチ以上がおおむね均等に3,000本以上発生した場合には、完了したということにしております。

太田委員 何年で今言われたような条件が発生するかというのは、一般的な言われ方はないんですか。何年ぐらいで大体そうなるなというのは。

徳永計画指導監 本県の気象状況からいきますと、3から4年ではそういう状況が生まれるんじゃないかなというふうに思っておりますが、大体5年をめでにその状況ができていないときには、また植栽未済地としてずっと残るといったような形になると思えます。

太田委員 分かりました。

西村委員 先ほど、緒嶋委員のほうからも再造林対策に対する不安というか、対策の話が出たんですけど、私は日向なので、今、ちょうど中国木材の企業進出の話が、市民を巻き込んで、また入郷地域も巻き込んで話が出ているのが、民有林なんかを切り出してしまったら再造林が難しいんじゃないかという話が非常に多く出ております。その中で、あのような多くの木材を消費するような加工場ができたときに、伐採のスピードが上がって行って、しかも出せ出せということで、山側から見ても現金収入欲しさに非常に多くの木を出荷した場合、再造林のスピードというものが対応できるのかどうかというのは、現時点でお分かりになるでしょうか。

徳永計画指導監 確かに、需要が増えれば伐採面積はふえるんだろうと思えますが、検討の中では、今、2,000ヘクタールぐらい切っておるんですが、長期計画で平成27年度までに150万立方にしようということで今、やっているんですが、今が大体120万ですので、約30万増えたときに、皆伐面積が2,500ヘクタールになると。それは皆伐を6、間伐を4でしたときに、皆伐面積が約250ぐらいに増えるんじゃないかというふうに試算はしておりますが、それがどのように造林が進むかということは、伐採されれば、先ほど言いましたように、地形等から考えまして、75%ぐらいはどうしても再造林しないと、将来の資源の関係、公益的機能の関係がありますので、

面積に合わせた約75%ぐらいの造林は確保していかなければならないというふうには思っております。

西村委員 今の話でしたら長期計画の中にもまだ余裕の含みの部分はあるということですが、この問題は日向の人も耳川水系の森林関係には非常に不安も持っております。これが解消されれば、企業誘致も含めて、もう一度、耳川流域の森林の再興といえますか、造林の再興もできると思いますので、ぜひまた、その節にはよろしくをお願いします。

黒木正一委員 耳川流域が人工林面積から比較しましたら植栽未済地が少ないということは、市町村によりまして造林補助の上乗せとか、下切りの補助金の年数の上乗せとか、そういう市町村の努力によって、林業に対する思いによって防いできているというのがあると思うんですけども、植栽未済地対策によって、そういう面の予算的な配慮がされるものかどうかをお伺いしたいんですが。

高柳環境森林部長 今、県内8市町村で、独自でそういうかさ上げ対策をとっておられるところがございます。当然、先ほど申し上げましたように、解消と実効ある抑制ということになりますと、やはり何らかの対策は必要かなというふうに部としては考えておりますが、これは予算的な全体的な問題とかいろいろございますので、そういう詰めを今、検討をいろいろしているところでございます。

黒木正一委員 最近、林業座談会というのが地区であったようですけれども、その中で一番意見が多かったのはシカの食害の問題、それから下切り補助5年というのを、6年、7年なりにしてくれんだろうかということは、それが木材価格が低迷している折では、再造林の意欲が

わく、そういうものが一番今望んでいるというような状況のようですので、一応そういう面もお考えいただきたいと思います。

それと、広葉樹または針葉樹を植栽する中で、今後の苗木の生産体制が十分にできるのかどうか、そういう体制を考えておられるのかどうかをお尋ねいたします。

金丸森林整備課長 苗木の生産につきましては、今、約五百数十万本生産しております。約1割程度が県外に出ておるんですけども、苗木の生産につきましては、いわゆる畑で生産いたしますので、集約施策といえますか、そういうことが可能ですので、あと樹苗農業協同組合というのがございますけれども、苗木の生産者の方も最近の植栽未済地の問題等ございまして、苗木生産について努力していかないといけないというようなお話はよく組合の総会等でも聞いておるところでございますので、そちらのほうにつきましても、十分手当をしていくといえますか、指導をしていきたいというふうに考えております。

中野一則委員 植栽未済地の対策というのは大変大きなことで、20年度の重点施策にも入っていますね。それで、この面積を把握するということも大変重要だと思うんですね。先ほどからも聞いておりましたが、本当かなという気がするんですが、我々が県内視察をしたときに、美郷町の林業試験場でGPSを使って面積を把握をする報告書があったんですね。ああいう人工衛星を使って、植栽未済地は幾らあるとか、そういう科学的に把握する方法というのはまだ考案というか、そっちのほうはされていないんですか。

徳永計画指導監 植栽未済地の場所とか位置図につきましては、GIS 森林情報管理シ

ステムで今、管理しておりますので、今後、そのGPSにつきましても、森林組合によりましては、うちのGISシステムを活用しながら管理しているというところもありますので、それを全県下的に広めていきたいというふうに思っております。

中野一則委員 ぜひ、そのあたりのことを真剣に取り組んで、大変重要なことですから、現状把握をして対策が打てるようにしてください。

松田副委員長 植栽未済地でございます。2,000町歩の植林ということで大変地元でも期待の声も高いんですが、ただ、植栽未済地が今、存在しているのは、経済林としての循環がうまく成り立っていないということは分かり切ったことです。先ほど、部長が20年度以降のいろいろな予測をお示しくださいましたが、例えば、着工件数が大変減っている今の中において、県産材を使っている住宅には補助とか、そういった供給の部分での何か施策というのはございますでしょうか。

楠原山村・木材振興課長 現在、県産材需要拡大というのは非常に大事だということで、まず出口があって初めて森林整備にもつながるということで、いろんなことをやっているんですが、ただ、一昨年までは、各1戸に80本の柱材を提供するといったようなことをやっておりましたけれども、個人を対象にした住宅の支援といたしますか、そういったものについては、今、ちょっと難しい状況ですので、より県産材を多く使うといった意味で今、住宅メーカーと製材業、そういったところが連携して住宅分野での県産材を増やそうといった取組を現在やっているところであります。

松田副委員長 昨今のはやりで地元の材を使おうとかいう動きがある中で、やはりこういっ

た御時世ですと、住宅メーカーの持ってきたもので安易に建てるということも大変拮抗して見られます。その辺のことを、県は主導をとりまして、宮崎の杉はという形で大きくPRをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

河野哲也委員長 以上で環境森林部からの概要説明を終わりたいと思います。環境森林部の皆様、退席いただいて結構です。

では、教育委員会入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時52分再開

河野哲也委員長 委員会を再開いたします。教育委員会においでいただきました。それでは、早速ですが、概要説明をお願いいたします。

高山教育長 教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

委員の皆様方には、本県教育の振興につきまして、日ごろから、御指導、御支援を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、過疎市町村におきます学校統廃合の現状について御説明をいたします。内容につきましては、学校政策課長から説明をさせていただきます。

なお、本日出席をいたしております職員の紹介につきましては、委員会資料の1ページに係幹部職員を載せておりますので、これにより紹介にかえさせていただきます。よろしく願いをいたします。

私のほうからは以上でございます。

飛田学校政策課長 学校政策課長でございます。

過疎市町村における学校統廃合の現状につい

て御説明をさせていただきます。

資料の2ページをごらんください。まず、1の本県における廃校または休校の状況でございます。

この表は、左端の年度の欄に示しておりますように、平成10年度から平成19年度まで過去10年間において、当該年度に廃校または休校になった過疎地域の学校の状況をまとめたものであります。年度の右横の欄に各年度の廃校または休校になった学校数を表しております。なお、学校数の欄の括弧書きで書いた数字は、過疎地域ではない公立小中学校も含んで廃校または休校した学校数を表しております。学校数の欄の右横の欄に廃校または休校になった小学校名を載せておりますが、平成15年度の延岡市立須美江小学校、平成18年度の日向市立平岩小学校鶏毛分校、門川町立西門川小学校松瀬分校の3校につきましては、校名の横に米印をつけておりますが、この印がついた3校は過疎地域ではない公立小学校でございます。

表の一番下左端の欄に合計を示しております。過去10年間で22校の過疎地域の小中学校が廃校または休校いたしております。また、過疎地域でもない学校も含めると25校が廃校または休校いたしております。そのうち小学校につきましては、その右の欄に合計を示しておりますが、過疎地域では合計14校が廃校または休校いたしております。また、米印のついている過疎地域でない公立小学校を合わせますと17校でございます。

ただし、表の下の注4をごらんください。えびの市立西内豎小学校は、平成10年度に休校になると同時に真幸小学校西内豎分校になっております。そして、その後、13年度には廃校になっておりますので、この2つの学校は同じ学校で

すので、集計上は1校として処理をさせていただきました。小学校の欄には学校名として延べ18校の学校名がありますが、重複分を除くと合計は17校となります。

次に、中学校でございますが、小学校名の右横に中学校名を示しております。中学校では、合計8校が廃校になっております。すべて過疎地域の中学校でございます。

次に、2の本県における平成9年度と平成19年度の公立小中学校数についてでございます。

まず、過疎地域における小学校については、今から10年前の平成9年度には県下で105校公立小学校がりましたが、平成19年度には91校となっております、14校の減でございます。過疎地域でない小学校を含めると、290校から273校となり、17校の減でございます。

次に、過疎地域における中学校につきましては、県下で50校あった公立中学校が42校になっており、8校減っております。過疎地域でない公立中学校を含めると146校から140校となり、6校の減であります。上の1の表で説明させていただきましたように、廃校、休校した公立中学校は8校ですが、この10年間に中学校としては2校新しい中学校が開校しております。したがって、その差し引きをしますと、合計数としては6の減ということになります。なお、開校した2校は、平成11年度開校の清武町立加納中学校、平成19年度開校の県立宮崎西高等学校附属中学校の2校でございます。以上でございます。

河野哲也委員長 教育委員会の説明が終わりました。御質疑等ございましたら。

横田委員 廃校または休校になっている学校で、校舎等の施設をほかの目的、例えば地域振興の拠点施設とかいう形で使われている事例と

かあるのでしょうか。

飛田学校政策課長 校舎の利用につきましては、平成5年3月31日以降に廃校した学校28校を調べてみましたが、現在、利用されている学校が11校ありまして、例えばキャンプ場に利用している、市町村の体育施設とか集会場に利用している、高齢者支援施設、デイサービスセンターとかに利用している、そういう事例がございます。以上でございます。

横田委員 当然、施設は立派なものが多分残っていると思いますので、積極的に利用するように県とか教育委員会とかも指導といいますか、そういう方向で持っていったほうが地域振興のために非常に大きな力になるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そこらあたりもお考えいただきたいと思います。

緒嶋委員 20年以降、この流れというのはまだ加速化するんだらうと思うんですね。そういう動きはかなりあると思いますし、小中一貫校というか、小中高というような形で統合されたような学校も今後出てくるんだらうと思うんですね、そういう流れはどのように認識されておるんですか。

飛田学校政策課長 現在のところ、私どもが届けとして今後の廃校についていただいている分はございません。ただ、一つだけ、県全体の話になりますが、生徒数減の状況につきましては、例えば中学校を卒業する生徒数で言いますと、中学校卒業生が高校に入った生徒で言うとピークであったのが平成元年ぐらいですね。1学年、およそ2万人ぐらい生徒さんがおられました。それがことしの春は一万二千何人という状況で6割ぐらいになったんですが、今、1歳ぐらいの子供さんというのが大体1万人ぐらいですから、今までの減少の割合からすると、こ

れからの減り方は随分緩やかになっていることは事実でございます。以上でございます。

坂元委員 これは過疎法による過疎市町村ですか。

飛田学校政策課長 過疎法による過疎市町村について、ここではプロットさせていただきました。ただ、そのデータに示しておりますように、県全体の数字もあわせて示させていただきます。

緒嶋委員 県教育委員会は、学校の統廃合、小規模校というか、これについての各市町村の教育委員会の裁量というか、それに任せるのか、あるいは県教育委員会としては、今後は小規模校に対する取り扱いというか、指導というか、その基本的なものはあるわけですか。

飛田学校政策課長 今、委員がおっしゃったように、児童生徒数減によっていろんな課題が生じてくる、小規模校のメリットもありながら課題もある、そこで、そういう小中学校の設置、廃止につきましては、設置者である市町村が権限を持っておりますし、それから地域の実態につきましては、市町村が一番御存じである。したがって、通学の方法とか、保護者の意見とか、地域の実態は十分踏まえながら、設置者である市町村が子供たちのためによりよい教育をなさるように判断されることがいいと思っております。県としては、相談とか支援とか、あるいは配慮等についてはどんどん助言等はしていきたいと思っております。

太田委員 設置者の問題もありますけど、子供がいなくなれば廃校もやむを得ないと思いますが、できるだけ私たちとしては粘り強く残してもらえるものならばという思いで言うと、分校という制度もありますね。いきなり小学校が廃校になったとかいうよりか、分校に粘り強く

残してやっていくとか、そういうことができないものかどうか。いわゆる分校の設立要件といえますか、どういう条件があった場合、分校として残れるのかとか、そういうのはどんなものなんでしょうか。いきなり廃止するよりか分校で残してでもできんものかとか思うわけですが。

飛田学校政策課長 分校の設立要件というのは手元にごさいませんが、今おっしゃったように、いろんな配慮が必要だろうと思います。例えば、長期的展望に立ってどうか、したがって、分校という形態もごさいますし、休校というような形態をとっていらっしゃるごさいます。現在、県下では5校程度が休校というような措置もとっておられると思います。そういう長期展望とか、いろんな住民の方々の思いとかを配慮なされながら対応されるのがいいと思っておるところでございませぬ。

福島次長 分校のことですけれども、法的には学校教育法の施行規則の中で定められている事項は、小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下ということで、一応、法的には規定されております。以上でございませぬ。

太田委員 分かりました。

私どもの地域は、これは明治、大正、昭和の初期ぐらいとかいうことですから余り比較にはならぬと思ひますが、地域を回ってみますと、分校跡地というのが意外と多いんですね。明治以降、日本人の教育をどうするかということで、本当に真剣に、地域の隅々まで分校体制をつくってやったのかなという感慨も起こるわけですが、設置者の権限の関係もありまして、県がとやかく言うことはできないかもしれませんが、Uターン等で帰ってきても、そこに小学校がなければ若い組は帰ってこれないんですね。だから、ゼ

ひ、そういったところを粘り強く残していただくことを要望しておきたいと思ひます。

中野廣明委員 統廃合の現状、19年度までですけど、例えば国富も21年度に2校、統廃合でなくなる。ここ2から3年でそういう数値というのは教育委員会としてわかりますか。

飛田学校政策課長 実は市町村議会で話題になって、そして議決をされたら、法によって県教委には届けをいただくことになっております。今のところ、正式に届けをいただいている例は全くありません。以上でございませぬ。

中野廣明委員 国富は議会で決まったという話で、2年先。恐らくこれから先は私はかなり出てくるのではないかなと思ひますね。

それともう一点、教育関係は市町村が主体でやるわけですが、学校の先生の採用とか配置がえは県の教育委員会でやるわけですね。市町村の教育関係に直接県が補助金とか出す、そういうやつというのは何があるんですか。校舎なんかは市町村で出して、起債で国の補助金をもらってとか、あと主なやつは何があるんですか。

飛田学校政策課長 直接建物担当課ではございませぬので、私が分かっている範囲でお答えさせていただきますが、市町村の教育全体での支援ということは、いろんな角度がありますが、一つは教育指導内容の支援、例えば複式学級の指導をどうするかというようなこと、簡単にお答えさせていただきます。それから、今おっしゃったように、人的な支援で計画交流、僻地等にいい教職員を送り込んでいく、それから、交通条件の支援ということで、例えばスクールバスとかスクールポート等には国と連携をとりながら助成させていただいておりますし、遠距離通学生への補助、寄宿舍があるところはその支援とか、そういうのは国費と連携しながらや

らせていただきます。それから、もう一つは、僻地から高等学校へ通う子供さんにつきまして、特別に一般の奨学金とは別に宮崎県へき地育英資金というのを設けておまして、別な枠の奨学金をやっておりますし、それから、県で、例えば延岡とか日向、西都、高千穂、宮崎海洋高校等に寮を設けまして、子供さんたちが通学できない場合に支援ができるような体制をとっております。校舎等につきましては、学校の統合等にかかわっても幾らかあったと思うんですが、例えば新築工事で僻地等に係る公立学校の統合等では、一般の助成が国が50%であるのに対して、55%とかというような措置をして助成している部分もあります。以上でございます。

野辺委員 平成15年に旧北川町の中学校が統合されておりますが、これは1校に統合されたんですか。

飛田学校政策課長 委員おっしゃったとおり、四つの中学校がすべて北川中へ統合されております。以上でございます。

野辺委員 これは、現在、スクールバスか何かを運行しているんでしょうか。

飛田学校政策課長 ある程度スクールバスを運行している学校について調査をした部分を持ってありますが、今、手元には確認できません。申しわけございません。

野辺委員 それから4年たっていますが、統合しての父兄の評価といたしますか、現時点では実際どうなんでしょう。賛否両論あると思うんですが。

飛田学校政策課長 その評価については、直接的にこういうことは聞いております。地域住民の方から、統合に際しては、学級の規模、学力向上、集団での活動、そういうことについて配慮して、いろんなことがあるけれども統合し

てほしいという要望が出ているというようなところも聞いたことがございますので、そういう部分とはつながっていくのではないかなと思っております。

それから、先ほどのスクールバスの件ですが、旧北川町につきましては、国費を使ってスクールバスの補助をしておりますので、恐らく、バスが運行されているんじゃないかと思えます。

野辺委員 先ほどの現時点での評価ですが、北方町でのそれは分かりませんか。

飛田学校政策課長 済みません。誤解を生じするような……。ほかの学校の例で統合の経過に至ったときにいただいた資料でございます。

横田委員 学校は地域の中心的な存在だということで、昨年、東米良の銀鏡地区に調査に行かせてもらいましたけど、銀鏡地区は学校をなくすわけにはいかんということで、山村留学制度をとっておられますね。それだけ地域にとって大事な学校なんですけど、廃校になった後、どのようになってきているのか、これは皆さん方が回られて感じられていることでもいいんですけど、何かそれがありましたら教えてほしいんですけど。

福島次長 私も廃校をした学校を見たんですけども、評価というのは非常に難しく、おっしゃるとおり、学校は地域の文化の中心ですので、もとは運動会の時期は運動会があって地域自体が盛り上がっていた、確かにそういうものが失われていくというのはあると思います。ただ、ここも非常に難しいところですけども、じゃ、子供にとってはどうなのかということになると、子供の教育のいろいろな条件の改善はできた。ただし、そこにいらっしゃる人にとって、やっぱり学校がなくなったというのは、精神的な支えといたしますか、そういうものがなく

なっていくしますので、全体的な評価がどうだというのは非常に難しいところではないかなと思っております。以上でございます。

松田副委員長 県北の廃校が大変多いでございます。その中で林業の不振ということが人口減少につながって廃校になったという村が幾つかあるんですけれども、その中で北方町のある集落になるんですが、このたび、新しい企業が進出をしてまいりました。それによって、地域の方は、つい3から4年前に廃校になった学校については、都会に出た、あるいは延岡に出ている子供たちが帰ってきて住みついてくれると、また子供が増えるんじゃないかという期待を持っております。お聞きしたいのは、廃校が復活をするということはあるのか、その場合、管轄は市町村なんだろうけれども、県はどのような立場でかかわることができるのかどうか、もし例がありましたらお教えいただきたいと思っております。

飛田学校政策課長 私どもが調べた手元の資料では、復活をしたという例はございません。新設校をつくったという例はあります。ただ、そのときには、例えば地域ごとの教育については、先ほど申し上げました、教職員の派遣とか研修とか、いろんなことをやっております。そういうことについては積極的に支援ができると思っております。

中野一則委員 この10年間に小学校で17校が休校なり廃校になっているわけですが、ただ、えびのの2校は休校になって、一つは廃校、一つは休校のままですが、この休校と廃校というのは、どういう形ですぐ廃校にならずに休校にしたり、あるいは直接廃校になったりする、何か基準があるんですか。

飛田学校政策課長 そこについては直接的な

法的な基準はなかったと理解をしておりますが、恐らく地域住民の方の思いとか、先ほど言ったように、将来的に見通したときに、また子供が増えることはないという場合に対応できるというようなことを設置者である市町村がお考えになって、そういう措置をなされたものと考えております。

中野一則委員 昨年の夏に我々委員会で調査したえびの市立大河平小学校、児童が1人だったんですが、来年度からはゼロになるということですが、この大河平小学校は廃校になるのか、休校になるのか、それとも西内豎小学校みたいに飯野小の分校という形をとって休校になるのか、わかる範囲内で。

飛田学校政策課長 今おっしゃった点は私たちも関心があるところですが、これは市町村が判断されることで、私たちはまだ伺っておりません。

中野一則委員 それから、廃校になった跡地の利用ですけれども、小学校というのは児童が学ぶ場所ですから、非常に安全地帯だと思うんですね。安全・安心という面から、その跡地利用というものは、地域の中心になったり、何か発生した場合の集まる場所というか、そういうところになると思うんですけれども、実際は上江小学校霧島分校、これが私は休校だと思ったら廃校になっているんですが、跡を何か利用したいということで私も2～3相談を受けたけれども、結果として、手を加えないと何もできないということで、行ってみれば本当に廃校だから廃校みたいになっているんですけれども、しかし、やかたというか、建物は非常に立派な施設なんですね。新築してさほどたっていない学校なんですけれども、今は本当に宝の持ち腐れというか、もったいないなという気がしてなら

んのですけれども、こういう跡地利用というのは何か制約があって難しいんですか。

飛田学校政策課長 跡地利用につきましては、設置者である市町村の御判断ですが、例えば、国庫補助を受けた施設が切りかえるときに問題があるんじゃないかという新聞記事が出ました。私も文部科学省に問い合わせたところ、国との協議で、例えば公共施設に使う場合には一定の協議でできるとか、いろんな配慮があるというふうに聞いております。ですから、設置者の御判断でいろんな利用が可能ではないかというふうに考えておるところでございます。

中野一則委員 新築したものだから、国庫補助を受けて建て直したわけですね。それで、これは教育財産だから、一般財産でないということで、転用というか跡地利用が非常に難しいような話で、いまだにそのままなんですね。これから廃校、休校というのは増えてくるだろうと思うし、大河平小学校の取り扱いだっているあると思うんですね。さっき、安全・安心という面からもちよと言いましたけれども、何か教育委員会として跡地利用がしやすいような国への要望とか、そういうことを働きかけていただいて、後を地域住民なり、その市町村が使い勝手がいいような環境づくりをぜひしてほしいというふうに思いますが、どうでしょうか。

飛田学校政策課長 おっしゃるとおりだと思いまして、いろんな形で利用いただけるといいと思うんですが、細かいところまでは十分つかんでおりませんが、国のほうにそこあたりはどうなっておりますかと確認しましたら、国庫補助を受けた公立学校施設を目的外に使用するには、一定の要件を満たせば。その要件というのはいろいろあるようです。ですから、そういうことで配慮をいたしますということは聞いてお

ります。以上でございます。

野辺委員 もう一度伺いたいんですが、過疎地で今後、統合というのは増えてくると思うんですね。したがって、私の地元でも中学校、そういう動きがあって、かなり反対が起こっておるんですね。恐らく県教育委員会に判断を求められてくるということもあると思いますので、統合した後、追跡で、実際は統合してよかったとか、そういう声があるとかいうのを的確に県の教育委員会としては調べておってほしいと。そういう意見を求められたとき、的確な指導ができるようお願いしておきたいと思います。

河野哲也委員長 以上で教育委員会からの概要説明を終わりたいと思います。教育委員会の皆様、御退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

河野哲也委員長 委員会を再開いたします。委員協議を行います。

まず、(1)委員会報告書骨子(案)についてであります。

資料1をごらんください。委員会報告書の骨子案を記載しております。大きな項目として、
、特別委員会の設置、
、調査活動の概要、
、結び、
、特別委員会設置等資料の構成といたしたいと思います。

、調査活動の概要につきましては、委員会の調査事項やこれまでの委員会活動を踏まえまして、1、本県の中山間地域の実態について、2、過疎対策等の分野別施策について、3、地域の特性を生かした中山間地域の振興についてとし、また、それぞれをごらんいただいておりますような項目に分けて、調査内容、委員会と

しての意見等について記述することとしております。

、結びでは、調査活動を総括し、提言をまとめることとしております。

次に、資料2、A3判でまとめさせていただいております骨子案をごらんください。内容につきましては、河野書記のほうから説明していただきます。

河野書記 では、御説明をいたします。

まず、資料2の の調査活動の概要からであります。ここは前書きと調査活動の経過を記述する部分でございます。丸の一つ目に、中山間地域の公益的な機能については県民共通の貴重な財産というふうにございますが、その下でございますが、そのような公益的な機能という点に加えて、何よりもそこで暮らす人々、特に限界集落とか、そういったせっぱ詰まった状況にある人々の生活を守ることが重要であるということは、この点が当委員会の第1回目から繰り返し出された御意見であったというふうに理解をしております。そしてまた、議論の起点であったというふうに理解をしておりますので、それをしっかりと記述したいと思えます。さらに、過疎対策、各部がそれぞれ分野別にこれまで合わせて2兆円を超えるような投資がなされたという説明でございましたが、果たしてその効果があったのか、あるいは、それでもまだ過疎が進んだという原因は一体何だったのかというふうな御意見もございました。そういった疑義についても当委員会の議論の起点だったというふうに思えますので、記述をしたいというふうに思えます。そして、その下であります。人々が中山間地域で生活してこそ、資源の管理もなされ、公益的な機能維持が図られると、そういったようなことを前書きにしたいというふ

うに考えております。

本論に入ります。

まず、1であります。調査事項でありました本県の中山間地域の実態についてであります。

初めに、(1)中山間地域とはと書いておりますが、これは、当委員会での御意見としまして、中山間地域の果たしてきた役割、あるいはこれからも果たされるべき使命、これをまずもって明らかにすべきだという御意見がございました。また、中山間地域については、それぞれイメージが持たれておりますが、例えば離島あるいは半島が入るのかどうかなどがございます。県におきましては、中山間地域対策について、来年度の重点施策に位置づけまして、今後も短期的な施策あるいは中長期的な施策を総合的に展開していくという説明が前回の委員会でなされたわけではありますが、その施策の対象となるような中山間地域はどこなのかということも明確ではございません。一方で、県外調査で訪問しました山口県におきましては、条例あるいはビジョンの中で役割が明確にされておりますし、また、定義、施策の対象地域についても明確に記されております。今後、行政、市町村も含めてでありますけれども、行政が中山間地域を常に意識をして施策を進めていく上でも、また後に述べますが、中山間地域について広く県民に理解をしていただく上でも、御意見のあったとおり、中山間地域の役割の明確化、それから定義づけ、これは大変重要だと考えられますので、その旨を記述したいというふうに考えております。

続いて、(2)の人口減少と高齢化の進行につきましては、当委員会に執行部から報告があったデータとともに、意見交換会で諸塚村長からお聞きした、諸塚村の厳しい状況を交えて記述をしたいというふうに考えております。

さらに、(3)の集落の減少と集落機能の低下の状況につきましては、執行部から説明がありました国の調査結果、それから県のほうで調査をしています調査結果について記載をしますとともに、県外調査で訪問しました島根県の中山間地域研究センターでの提案、これは、今後は既存の集落の枠を超えて広域で支え合う住民自治が必要ということでありましたけれども、そういった提案とか、あるいは山口県では、市町村と一緒に住民自治組織づくりのガイドブックをつくって地域に示しているという状況もございましたが、そのような集落機能の維持をするために、県外の事例をあわせて記載することで、県と市町村と一緒に集落機能の維持をするための取組をするように促すような書きぶりにしたいというふうに考えております。

また、当委員会では、集落の厳しい状況について、実地に集落の住民の方々と意見交換も行いながら調査をしてまいったわけですが、その結果につきまして、(4)の生活環境・生産活動の状況について記述したいというふうに考えております。四角の中ではありますが、西都市の銀鏡・上揚地区の状況あるいはえびの市上大河平の状況を記述しながら、本日説明のあった学校統合の状況などを含めまして、当委員会の御意見として出ております、働く場所の確保の重要性、雇用などについても記載をしたいというふうに思っております。あわせて、調査の中でお聞きした鳥獣被害など、農林業等の生産活動を行う上での課題についても触れたいというふうに考えております。

(5)ではありますが、多面的な機能低下が懸念されるという点とともに、県内調査でお聞きした南那珂森林組合のGISを使った山林の境界確定の取組等について、事例として紹介しま

すとともに、締めくくりには、上の(1)で申し上げましたとおり、中山間地域が持つ役割について、もっと県民の理解を促進する必要があるというところにまた論議が戻っていくと、このような形でこの章はまとめたいというふうに考えております。

2の過疎対策等の分野別施策についてであります。まず、(1)の過疎対策につきましては、先ほども申し上げましたが、その投資と効果の疑義について書きますとともに、現在、過疎法が平成21年度末をもって期限を迎えますことから、ポスト過疎法の制定に向けた取組の強化をする必要があるということを書きたいと思っております。また、現在のエリア設定は市町村のエリア設定ということを原則にしておりますが、今後、市町村合併もございまして、どんどんエリアが広がってまいりますし、御意見がございましたように、旧市町村単位で見ると、例えば東米良や酒谷といった人口減少が厳しい状況もありますので、実態に応じた地域指定について検討すべきではないかという点についても記載をしたいというふうに思っております。

右側に参りまして、(2)の中山間地域における農業振興について、その下の(3)の山村地域における森林・林業の振興について、それから、本日説明のありました植栽未済地対策を含めて記述をしたいというふうに思っております。

中山間地域対策につきましては、こういった各分野ごとの施策が実施されているわけですが、前書きでその人々の生活を守っていくことが議論の起点であったというふうに申し上げましたが、(4)ではありますが、今後は、やはり生活者の視点に立って、分野横断的な施策を推進する必要があるということを書きたいというふうに考えております。例えば、四角の中に

書いておりますが、県内調査で訪問をしました高崎町商工会、ここは電話注文による日常生活用品の宅配便の事業がございましたが、これは、必要とされているはずの高齢者の方々の加入がふえずに、採算性の部分で課題があるという話がありました。その高崎町商工会のほうからは、福祉的な事業としても位置づけてもらいたいというような話もありましたので、商工の分野と福祉の分野と連携が今後図られればまた違ってくるのかなというふうに思われます。

あるいは、戻りまして、一番上の(2)の四角の中にありますように、「すけっと牧場」に行きましたけれども、高齢者が病気等で牛を管理できなくなった場合などに、地域の中で牛を一時預かるという取組がございました。また、県外調査で訪問しました広島県の安芸高田市の川根振興協議会では、19の集落の枠を超えた住民自治の中で農地保全に取り組みられておりました。集落機能の維持という観点は地域振興の分野であります。それから、集落営農は農政でございますが、今後ますます過疎化が進む、あるいは高齢化が進む、そういった中でより密接に連携していった方がよいのではないかということが示唆されるような取組ではなかったかと思えます。過疎なら過疎、農政なら農政、福祉なら福祉の施策の目的はそれぞれありますけれども、そこで暮らす人々の生活を守るという視点に立ちますと、行政のそれぞれの分野別の施策の目的から出発するのではなくて、生活者の視点のほうから逆にスタートしまして、必要な施策のメニューを組んでいくと。あるいは、なければ必要なものを考えていくとか、そういった意味での分野横断的な取組がこれからは一層求められてくるものと考えられます。山口県におきましては、分野横断的に取り組むために、中山間地

域づくり推進室というものをつくっておりましたが、その推進室には、住民に近い市町村から相談が日常的に来るようになったというお話がありました。今申し上げたようなことから、この章は、生活の視点に立った分野横断的な取組を強化する必要があるという形でまとめたいというふうに思っております。

3、地域の特性を生かした中山間地域の振興についてであります。これは、厳しい状況の中でも頑張っている地域の事例について調査をしようということでありました。(1)であります。五ヶ瀬町の桑野内を初めとして、そこに書いておりますような五つの事例について記述をしたいというふうに考えております。

ただ、これらの事例の調査を通じまして、(2)であります。本当に地域づくりを頑張っていくためには、何よりも住民意識が啓発をされて、住民が主体となることが重要であるということがよく理解できるような調査結果であったと思えます。そのような住民が主体的に取り組んでいる県外の事例、安芸高田市の川根振興協議会の取組なども紹介しながら、住民意識の啓発について県と市町村が協働しながら取り組んでいく必要があるということはこの章のまとめにしたいというふうに考えております。

最後に、結びにつきましては、これまで述べましたそれぞれの章の結論を再度列記して、改めて提言としてまとめたいというふうに考えておりますが、にありますように、前回の12月の委員会で御意見のありました、中山間地域の将来的なビジョンを描くべきだと、あるいは短期的に例えば集落数とか数値的な目標を設定すべきだというような点もございましたので、その点も加えてまとめたいというふうに考えております。最後の括弧書きの部分であります。

県で今、実施されています集落の状況に関する調査はまだ完全には終わっておりません。前回の委員会では、集落の定義自体がどうかということもございましたけれども、現在、地域生活部が実地に集落に入って特定調査を行っているところであります。また、来年度から重点施策として中山間地域対策が展開されることとなっておりますが、具体的なものはまだ見えておりません。山口県議会では、議員発議で中山間地域振興条例が制定されておりましたが、括弧書きでありますけれども、中山間地域対策の重点的な取組を引き続き施策として担保していくということのために、今後の状況によっては条例の設置についての検討も必要という旨を付記して結びとしたらと思います。

説明は以上でございます。

河野哲也委員長 説明は以上ですが、皆様からの御意見をお伺いしたいと思います。

坂元委員 例えば、境界、国土調査なんかが進んでいるところと進んでいないところ、例えば北郷町は100%済んでいる、日南あたりはあと100年たたないと済まない。それでどうなるかというと、途中で相続の手続なんかで膨大な経費がかかる仕組みになるわけです。だから、これはある程度強制的に早期にやらせるとか、そういうのをやらなきゃいかんだろうと。今、もみじマークをつけている人たちがあと10年後は絶対車からおりなきゃならない、そうなると交通手段はどうなるかということ考えた場合に、中山間地域は惨たんたる結果になるだろうなということは今、目に見えているわけでしょう。だったら、どっかにあったように、県知事が、新しい20年度の政策の柱が中山間地域の問題であるとするならば、中山間地域対策の推進室という知事直属の部屋をつくって、企画調整なん

かはどうでもいいわけだから、直属の行政推進室をつくって、そういうふうな対応をしなければならぬということをもまず前面に持ってきた方がいいと思うんです。そこで農政も、バス対策も、教育対策も全部、なぜかという、政策というのはすべからく県土全域に及ぶわけだけど、宮崎市みたいなところと、東米良というところはどうかといった場合には、やっぱりどうも濃淡がある。濃淡があるが、濃のほうを東米良のほうに持っていかざるを得ないという部分があるとすれば、その辺だけをちゃんと直属でやっていくという強力な推進室をつくらないと、縦割り、横割り、そんなことをやっていたらいかんと思うので、一つには行政対応がぴしっととれる専門的な部分、何でかという、県土のほとんどをそこが占めているわけだから。だからその辺の推進対策室をつくっていかなくちゃならないということと、一つは、長期的なビジョンと言うけど、ビジョンというのは、長期的な推移をまず把握しないといけないと思うんです。この集落は10年後、20年後はどういうふうな年齢構成になって……。今、調査しているんだろうけど、そうなった場合に、確実にコミュニティーバスが必要だとか、いろいろなものが出てくるということ。そして、さっき言った市町村との協働による地域の啓発、大きな柱はその辺かなと我々は思うんですけど。前から過疎法、過疎債と企画調整部がやっているとかいろいろ言ったけど、そういう分野ではなくなると、行政推進室をぴしっと知事直属でつくらんと。

中野廣明委員 過疎対策というのは40年、50年続いておるわけですよ。いわゆる中山間部の所得ということに触れないと私は意味がないと思う。幾ら道路をよくしたいんですと言っても、

収入源がなくなればどうしようもないわけで、所得確保いうことをどこかでしっかり入れて。観光でも何かぱっと出ると一時的に人口が増えて成り立つ。ダムができるということでも、その働く場所と所得の関係。私はせんじ詰めればここに返ってくると思うんですね。ぜひ、何かそういう言葉を。

濱砂委員 切実に今、生きて、そこで生活をしておる方たちが生活ができなくなる、目に見えてそういう現状があるんですが、そこで、山村の低所得者用あるいは単身老人用の定住集合住宅、こういったものも考えないと、住めない状況が現実的に起きているものですから、この辺も表現していただきたいなど。これは独自に県の政策で、いわゆる山村過疎地域における独居世帯を含む老人の集合住宅、医療機関に近いところというものもちょっと入れていただきたいと思います。

中野一則委員 集落機能の維持ということですが、きょう、教育委員会等の話がありましたが、過疎、少子化で学校が統廃合せざるを得なくなりました。休校、廃校になることで一段と拍車がかかるわけですね。だから、休校、廃校になった小中学校の跡の活用、その辺も何か提言してほしいなど。どこかにか文言を一つでも入れておってほしいなどと思います。

緒嶋委員 先ほど坂元委員も言われたけど、そこを動くためには交通手段の確保が必要なわけですね。今、高千穂なんか、ふれあいバスで集落まで入り込んで、高齢者が医療機関なんかに行くのもそれでやっておるわけですね。そういうきめ細かなことでないと、車はない、宮交みたいなバスは入ってこないということになると、言われたとおり、住むすがすべてなくなるわけですね。当然、所得も含めて、いろいろ

すべてあるわけですが、そういう交通手段の確保、ミニバスを含めて、いろいろなそこ辺まで含めたきめ細かい対策と、今、坂元委員が言われた局をつくれということであれば、報告書では遅いと思うんです。具体的にもう一回ぐらい、総合政策本部とかを呼んで、そういう議論を深めないと、20年度には間に合わんと思うんです。報告書が出たときは3月末でありますので、もう一回、そのあたりをどうするかというような議論を深めながら、本当に20年に我々としては強くそういうものを設置するために頑張るのかどうか。将来的につくっていただきたいという報告であれば、また別ですが、20年から必要だということであれば、そのあたりの我々の委員会としての積極的な行動を起こさなければ間に合わんのではないかなという気もするわけです。

中野廣明委員 考え方としては、今、集落に住んでいる人たちの福祉向上と、もう一つはその地域を活性化するかどうか、とりあえずはその二つの考え方でまとめんとよく分からんようになってくるんじゃないかと思う。

濱砂委員 維持できる、活力をよみがえさせられる集落と間に合わない集落がある。限界集落を通り越した消滅集落がある。そこで、さっきちょっと話をしたように、一番困っているのは独居老人がかなりの数おるんですよ。医者に行くにも自分の交通手段がないと。やはりその地域に住みたいという人がほとんどだから。病院に入院もできない。特老に入ろうとも、待ちが何十人も前におるから何年間も入れない。そういった人たちが、何かがあるとそこで死ぬしかない。そういう地域もあるものですから、緊急措置として、救済措置としてできるのは定住住宅というよりも、低所得者用、年金で生活ができる住宅、しかも医療機関に近い、そういう

ものもひとつ急々な課題として必要になっているものですから、その辺も織り込んでいただきたい。

坂元委員 私がさっき申し上げたのは、どこの地域でも行政はすべて教育もあり、福祉もあり、医療もあり、何もかもあるわけです。ただ、その恩恵がどれだけ行き届くか行き届かないかの差があるわけです。その差がある地域、エリアを管轄する一つの県庁がなきゃいかんと私は思っているわけ。消防行政もこの地域を担当する県庁があったほうがいいと。だから、エリア対策局よ。あとのトータルのところは一般的な行政でもいいというぐらいのことまでやらないと、今まで1兆円かけたとか2兆円かけたとか言っているけど、何の効果も生み出せなかったのはそこらだと思います。

高橋委員 結びの にある都市部との共生、今までずっと議論してきたように、田舎は効率も悪いし、採算性も悪いわけですね。だから、おっしゃっているように、中山間対策室とか支援室をつくることによって県民に見えてくる。本気で中山間地域を何とかしようという意気込みというのを県民は理解すると思うんですよ。よくあるのは、都市部から見て田舎は効率が悪いから、そんなに税金を投入してどんげなっとなんかあると思うんです。日本全体の構造がそうになっていますね。それが交付税に出てきていますから。しっかりそこを今度の提言でやるべきだろうし、さっき緒嶋委員がおっしゃったように、それで間に合わないのであれば、すぐさま、また意見交換をやってアクションを起こすべきだなというふうに思いますので、とにかく、問題は財政支援を手厚くせざるを得ない、中山間地域はそこだと思うんですよ。都市部よりも財政支援は手厚くなるだろうというところ、

そこをうまく表現しないと理解を得られないところがありますから、そういう提言の中に盛り込まれるといいなと思います。

河野哲也委員長 提言の柱として、御意見を尊重できる部分が一つと、もうちょっとしっかりとさっき言ったエリア対策局を含めて意見交換をして、結局、20年度に間に合うようにやるべきなのかという議論があると思うんですが、そこら辺、いかがでしょうか。

坂元委員 知事が20年度からの重点政策に出しているんでしょう、さっきの植栽未済地の問題とか。それは総花的に従来どおりの過疎対策をやりますよということでは、今までの結果を見ていればわかっているわけですよ。知事がびしっと命令を出せば、行政のそれに財政課がくっついていくというぐらいのものがなければ政策が推進できませんから、事は猶予が許されない時期に来ているじゃないですかと。これだけ高齢化が進んで、気がついたときは暗たんたる結果になっていますよというぐらいのことになっているから、今から5年後にはこうしたい、この集落については10年後にはこうしたいほうがいいんじゃないかとかいうぐらいのことをびしっと今から対策をとっていかないといけないんじゃないかなと。だから、それはトップダウンでやるぐらいの政策の遂行じゃないと私はいけないと思う。

河野哲也委員長 ほか、ございますか。

濱砂委員 ちょっと休憩してください。

河野哲也委員長 暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時57分再開

河野哲也委員長 委員会を再開いたします。委員からの御提案につきましては、可能かど

うか含めまして、正副委員長一任ということで御了解いただけないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

河野哲也委員長 報告書に関しましても、ただいまの御意見を踏まえながら作成してまいりたいと思いますので、正副委員長一任ということで御了解いただくとありがたいんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

河野哲也委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

今回の委員会は、先ほどの件を含めまして、日程的にはいろいろあると思いますが、計画上是2月定例会ということになります。先ほどの件、もし、オーケーということであれば、また閉会中の委員会ということもあり得るということで御了解ください。

それから、報告書につきましては、印刷の関係上、事前に皆様の御了解をいただくということになります。でき上がった報告書は、他の委員会の分と合冊して議場で配付するということになりますので、御了解をお願いします。

予定での2月定例会中の委員会は、委員長報告案の御協議が中心になっています。よろしくをお願いします。

その他、ございませんでしょうか。

なければ、本日の委員会は終了したいと思います。

午前11時59分閉会